

○ 高原町立学校ハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、職員(臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。)の人格の尊重、利益の保護及び能率の発揮により、安心して働くことのできる良好な勤務環境づくりを促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの総称
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場及び職場外における性的な言動
- (3) パワー・ハラスメント 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える言動せる言動
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 同じ職場で働く者に対して、妊娠、出産、育児若しくは介護の事由又は制度若しくは措置の利用に関して勤務環境を悪化させる言動を行うこと。
- (5) ハラスメントに起因する問題 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのため職員の勤務環境が害されること。

(校長等の責務)

第3条 校長及び職員を監督する地位にある者(以下「校長等」という。)は、職員がその能率を十分に発揮できるような良好な勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、職員に対しては日常の業務を通じた指導等を行うことにより、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- 2 校長等は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、職員に対し必要な研修等を実施するものとする。
- 3 校長等は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 4 校長等は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力、その他のハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不当に不利益を受けることがないように配慮し、適切な処置を講じなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、別紙1に定める指針に基づき、ハラスメントの事例及びハラスメントに起因する問題に対し職員がとるべき対応等について認識し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- 2 職員は、この要綱の目的に寄与するために、次の各号に留意した行動をとらなければならない。

- (1) ハラスメントの加害者とならないよう、周囲に対する配慮を行うとともに、言動に注意すること。
- (2) ハラスメントに該当する言動等を認識した場合には、ハラスメントに起因する問題に発展する前に、適切な内容及び機会をもって当事者に注意を促すこと。
- (3) ハラスメントに起因する問題を第三者として認識した場合において、当事者間の個人的な問題として放置しないこと。この場合において、速やかに相談員に報告すること。
- (4) ハラスメント又はハラスメントに起因する問題の被害者が、その相談をためらっているとされる場合には、認識者が積極的に相談を行い、又は相談員への相談を促すこと。

(苦情相談への対応)

第5条 ハラスメントに関する職員からの苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、相談員を配置する。

- 2 相談員は、校長、副校長、教頭及び校長が指名する職員等とする。なお、校長が相談員を指名する際には、様々なハラスメントの内容等を踏まえて、相談員の性別等に偏りがないように配慮する。また、相談員全員の氏名については、関係者への周知を徹底するものとする。
- 3 相談員は、別紙2に定める指針に基づき、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。
- 4 相談員は、職員の苦情相談が校長等のハラスメントに関するものである場合など、必要に応じ、相談者の意向を確認の上、他の相談員と相互に連携して当該問題の解決を図るものとする。
- 5 職員は、相談員への苦情相談のほか、高原町教育委員会への苦情相談の申出を行うことができる。

(苦情相談の報告)

第6条 校長等は、苦情相談の報告を受けた場合には、速やかに高原町教育長へ報告するものとする。

- 2 前項の報告は、別紙様式「苦情相談記録票」により行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。